

交通安全教室

自転車から学ぶ交通安全

自転車事故とその現実！！



一般社団法人

三重県損害保険代理業協会(三重代協)

INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF MIE

プロローグ



一般社団法人
三重県損害保険代理業協会(三重代協)

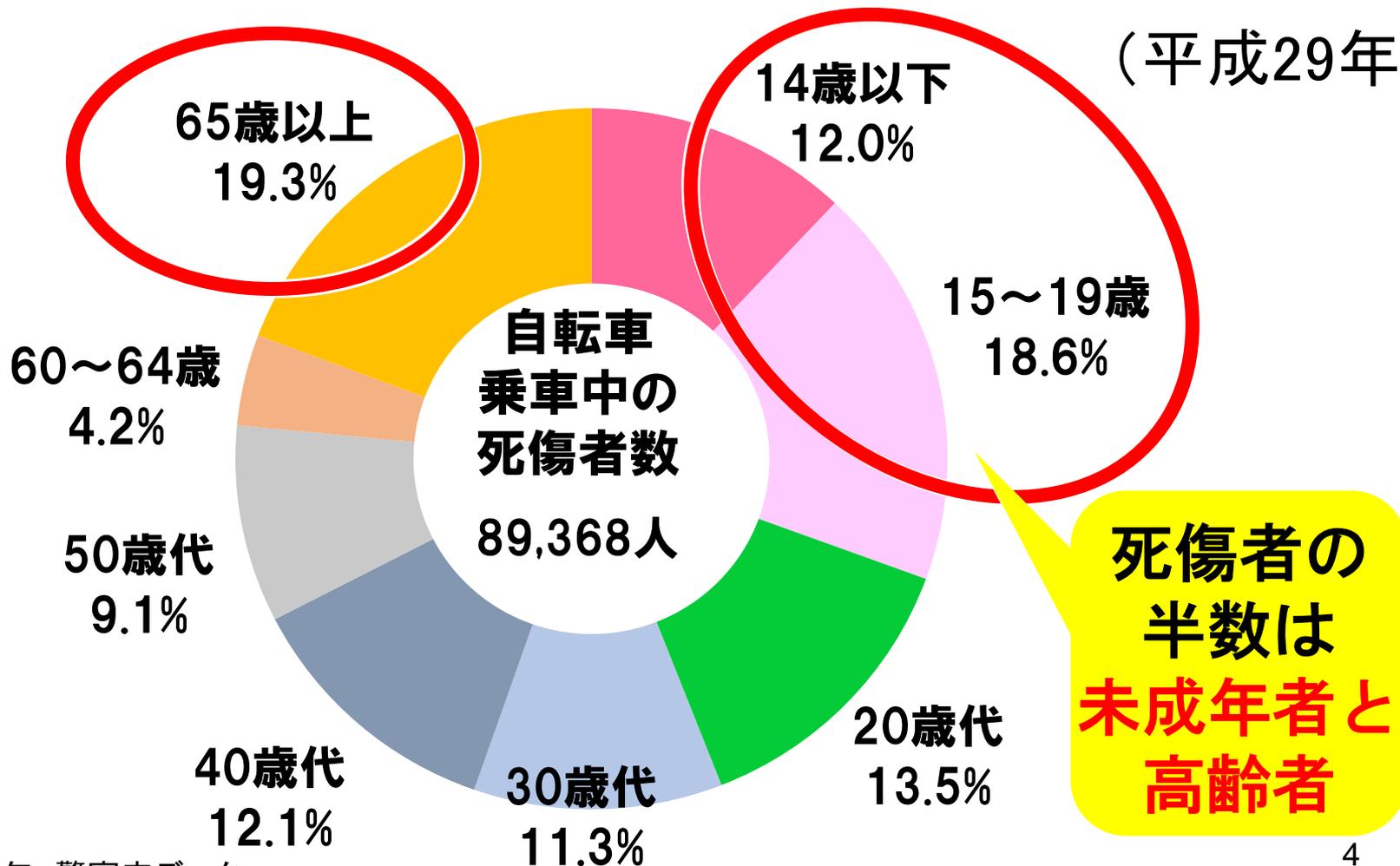
INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF MIE



1. 自転車事故の実態

(2) 自転車乗用中の年齢別交通事故死傷者数の割合

(平成29年)



1. 自転車事故の実態

(3) 自転車乗車中の事故で、どんな相手との事故が多いか(上位5つ)

相手当事者別	件数	割合
1. 自動車	76,036	84.1%
2. 二輪車	4,587	5.1%
3. 自転車	2,749	3.0%
4. 歩行者	2,550	2.8%
5. 単独(転倒など)	1,628	1.8%

自動車との
事故が
8割以上

(4) 自転車乗車中の車両(自動車、二輪車、自転車など)どうしの事故でどのような事故が多いか(上位3つ)

事故類型別	件数	割合
1. 出会い頭衝突	46,267	51.2%
2. 左折時衝突	12,585	13.9%
3. 右折時衝突	12,083	13.4%

出会い頭、
右左折時の
事故が多い

出典:いずれも警察庁統計

5

事故によるケガ

体、精神共に大きなダメージを負うことも！

- ・信号無視によりバスと衝突。脳挫傷。寝たきり状態に・・・
- ・自転車同士で衝突。下半身不随に・・・
- ・事故のトラウマにより、自転車に乗れなくなった・・・



一般社団法人
三重県損害保険代理業協会(三重代協)
INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF MIE

加害者になった時の 4つの責任とは？

1. **民事責任** → 損害賠償
2. **刑事責任** → 重過失傷害・道交法違反
3. **行政上の責任** → 反則金・免許処分
4. **道義的責任** → 謝罪・お見舞い



一般社団法人
三重県損害保険代理業協会(三重代協)

INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF MIE

損害賠償とは・・・

ケガに対する賠償

- 治療費
- 休業損害
- 慰謝料
- 逸失利益

物の損害に対する賠償

- 壊したものの修理代





加害事故の実態



実際の事故事例①

自転車通学中の高校生が
誤って歩行者に衝突し、脊
髄損傷の重傷を負わせた。

**損害賠償額
6,008万円**



一般社団法人
三重県損害保険代理業協会(三重代協)

INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF MIE

実際の事故事例②

夕方、ライトを点灯しマウンテンバイクで坂道を下っていた小学校5年生の男児が、散歩中の女性(67歳)に正面衝突。

女性は頭の骨を折るなどして意識が戻らない状態になった。

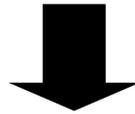
**損害賠償額
9,500万円**

(平成25年7月4日神戸地裁判決)

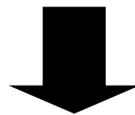


責任は誰が負うのか？

中学生や高校生も責任を負うの？



損害賠償金は就職して給料で支払う



親が損害賠償を請求される！



一般社団法人
三重県損害保険代理業協会(三重代協)

INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF MIE

責任は誰が負うのか？



破綻

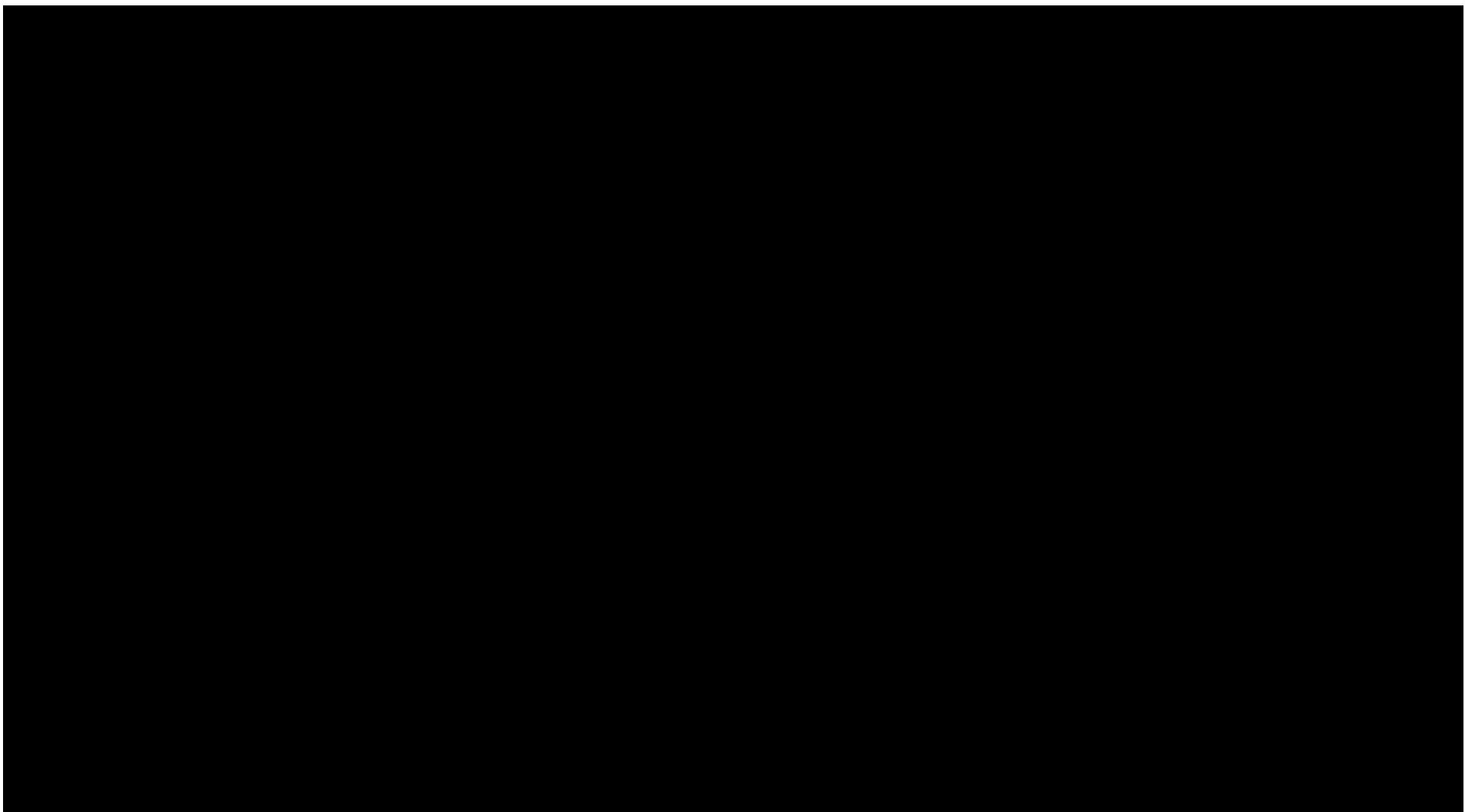


一般社団法人
三重県損害保険代理業協会(三重代協)
INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF MIE



自轉車安全運転五則







改定・自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

令和4年11月1日

日常点検「ブタはしゃべる」を意識

ブ……ブレーキ点検

タ……タイヤの空気圧

は……ハンドルのゆるみ

しゃ……車輪のゆがみ

べる……ベルの点検

事故を起こしてしまったら？

- 1 負傷者の救護措置 119番に連絡
- 2 ケガ人や自転車を安全な場所に移動
- 3 警察署へ連絡 110番に連絡
- 4 相手の方を確認
名前・住所・連絡先などをメモしましょう
- 5 その場で示談はしない

どうしたらよいか分からない時は、保護者や学校 に連絡しましょう

平成27年

6月1日

から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に
危険なルール違反
をくり返すと



自転車運転者講習

を受けること
になります。

私はいつも
「ルール」と「マナー」
を守っている



危険行為(14類型)

- ① 信号無視【道交法第7条】
- ② 通行禁止違反【第8条第1項】
- ③ 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)【第9条】
- ④ 通行区分違反【第17条第1項、第4項又は第6項】
- ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害【第17条の2第2項】
- ⑥ 遮断踏切立入り【第33条第2項】
- ⑦ 交差点安全進行義務違反等【第36条】
- ⑧ 交差点優先車妨害等【第37条】
- ⑨ 環状交差点安全進行義務違反等【第37条の2】
- ⑩ 指定場所一時不停止等【第43条】
- ⑪ 歩道通行時の通行方法違反【第63条の4第2項】
- ⑫ 制動装置(ブレーキ)不良自転車運転【第63条の9第1項】
- ⑬ 酒酔い運転【第65条第1項】
- ⑭ 安全運転義務違反【第70条】

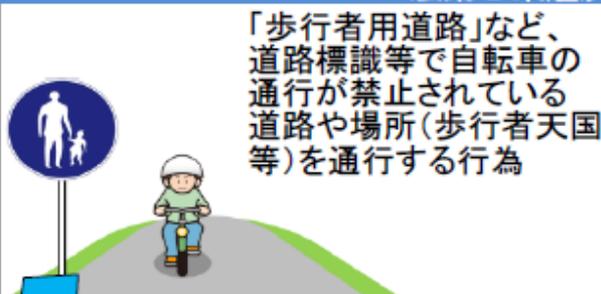
1 信号無視

法第7条違反



2 通行禁止道路（場所）の通行

法第8条違反



「歩行者用道路」など、道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所（歩行者天国等）を通行する行為

3 歩行者用道路での徐行違反

法第9条違反



自転車の通行が認められている歩行者用道路を通行する際、歩行者に注意を払わずに徐行しないこと

4 歩道通行や車道の右側通行等

法第17条違反

車道の右側、右側の路側帯や自転車が通行できない歩道を通行する行為



5 路側帯での歩行者の通行妨害

法第17条の2違反

自転車が通行できる路側帯で歩行者の通行を妨げるような速度・方法で通行する行為



6 遮断踏切への立ち入り

法第33条違反



遮断機が閉じていたり、閉じようとしていたり、警報器が鳴っているときに踏切に立ち入る行為

7 交差点優先車妨害（左方優先等）

法第36条違反

信号のない交差点で左から来る車両や優先道路などを通行する車両等の進行妨害をする行為

信号のない交差点

優先道路



8 交差点優先車妨害（直進・左折車妨害）

法第37条違反

交差点で右折するときに、直進や左折をしようとする車両等の進行妨害行為



9 環状交差点安全進行義務違反等

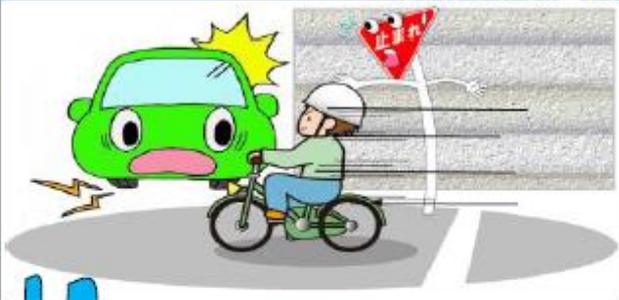
法第37条の2違反

環状交差点内の通行車両等の妨害や環状交差点に入るときに徐行しないなどの行為



10 一時不停止

法第43条違反



11 歩道での歩行者妨害等

法第63条の4違反



12 制動装置不良の自転車の運転

法第63条の9違反



13 酒酔い運転

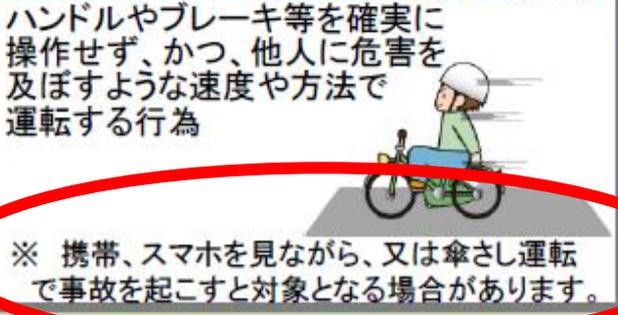
法第65条違反



酒酔いとは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

14 安全運転義務違反

法第70条違反



ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、かつ、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

※ 携帯、スマホを見ながら、又は傘さし運転で事故を起こすと対象となる場合があります。

**14類型の違反を
3年以内にくり返すと...**

**「自転車運転者講習制度
(3時間：5,700円)」**

の対象となります。

(違反の検挙の対象とならない14歳未満の方は、講習の対象となりませんが、ルールを守って安全運転を!!)

■ 自転車運転者講習制度

3年以内に2回以上危険行為で検挙された14歳以上の人を対象

道路交通法の改正により、平成27年6月1日から、信号無視や一時不停止、飲酒運転などの一定の違反行為（危険行為）を繰り返す自転車運転者に、安全講習の受講が義務づけられました。

受講命令に従わない場合：5万円以下の罰金

- ### 自転車運転者講習の対象となる危険行為（14類型）
- 信号無視／通行禁止違反／歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）／通行区分違反／路側帯通行時の歩行者の通行妨害／遮断踏切立入り／交差点安全進行義務違反等／交差点優先車妨害等／環状交差点安全進行義務違反等／指定場所一時不停止等／歩道通行時の通行方法違反／制動装置（ブレーキ）不良自転車運転／酒酔い運転／安全運転義務違反

改正道路交通法の施行から1年間の検挙件数

危険行為は全国で
1万3455件

携帯、スマホの使用
傘さし運転 等

年齢別では、
中高生の危険行為が

約43%

約70%が通学中

全国で警察が認定した主な危険行為



危険行為の都道府県別の件数



「有料講習」の都道府県別の受講者数

都道府県	受講者数
大阪	11人
東京	4人
岡山	2人
京都	1人
兵庫	1人
愛媛	1人
福岡	1人
計	21人

三重県交通安全条例 が制定されました。

自動車等運転者の責務



歩行者の責務



自転車運転者の責務



自転車損害賠償 責任保険等への 加入義務化!

令和3年10月1日～

- 自転車運転者(未成年者を除く)
- 保護者(監護する未成年者が自転車を運転する場合)
- 自転車利用事業者
- 自転車貸付事業者



保険とは

加入者に万一のことがあった場合に、
まとまったお金を出して、経済的に助
一人は万人のために、
万人は一人のために



保 險

損害保險

生命保險



一般社団法人

三重県損害保険代理業協会(三重代協)

INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF MIE

自転車事故の損害賠償

自動車保険や火災保険に

個人賠償責任特約

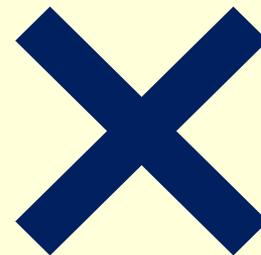
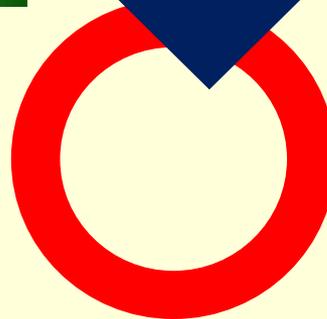
日常生活賠償責任特約

を追加



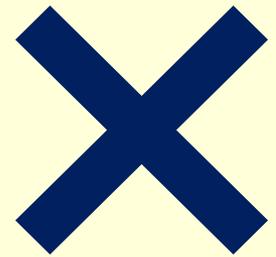
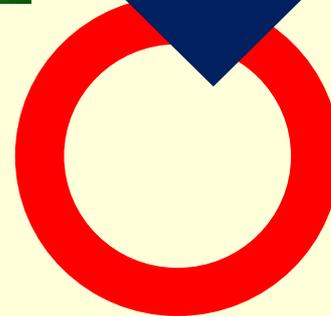
自転車あんぜんクイズ

一時停止標識のある交差点で、
車が左に曲がる図になっていたのに、
巻き込まれないように車の右側を通った。



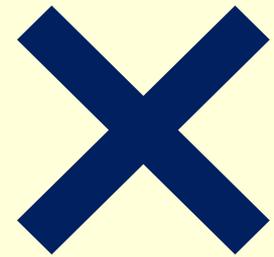
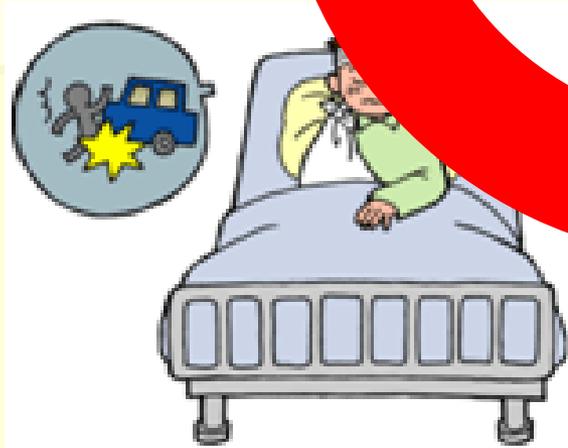
自転車あんぜんクイズ

もし自転車の事故を
起こしてしま
ったら、ケガが
重かった時だけ
警察に通報



自転車あんぜんクイズ

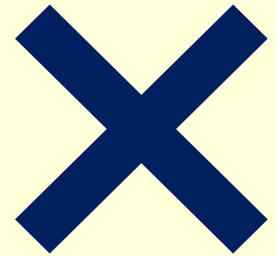
自転車も、自動車と同じように、交通事故に遭ってしまったときのための保険がある。





自転車あんざんクイズ

自転車は自動車のような運転免許はないが、
自動車と同じように罰金(お金を払うこと)や
罰則(刑務所に入れられるなど)の罰がある。





一般社団法人

三重県損害保険代理業協会(三重代協)

INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF MIE

事故を防ぐために一番大事なことは？

おもいやり

あなたの未来と人生を大切に！

